

申請準備



スマホでの撮影・スキャナ読み込み等で、申請に必要な書類の画像データファイルを作成します。画像データの準備ができれば、下記「システムの入力手順」を参考に、オンライン申請を行ってください。



申請に必要なものは市ホームページでご確認ください。

システムの入力手順

①申請者の情報

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

申請者の名前（申請者とはこの申告を届け出る方のことです。） 必須

申請者の住所・氏名を入力
※申請者とは、この申請を届け出る方になります。所有者の代わりに申請を届け出る場合は、届け出る方の情報を入力します。

②納税義務者情報

納税義務者情報

1 所有者は申請者と同じである 必須

登録する原付バイク等の所有者が申請者と異なる場合は、異なるを選択してください。

同じ

異なる

所有者の生年月日（西暦） 必須

所有者・使用者の情報を入力

③本人確認書類の添付（申請者）

本人確認書類の添付

申請者の本人確認書類を添付してください 必須

運転免許証の場合は「両面」、マイナンバーカードの場合は「表面」、公的な機関が発行する証明書で写真ありの場合は1点、写真なしの場合は2点添付が必要です。

運転免許証

マイナンバーカード

申請者の本人確認書類を添付
※申請者が法人の場合は、連絡担当者の本人確認書類と連絡担当者が従業員であることが確認できるものも添付してください。

④申告理由

申告理由

申告の理由 必須

「譲受け」の場合、前所有者が廃車登録していないものは受付できません
「転入」の場合、転入前市町村で廃車登録していないものは受付できません

「1. 購入」：販売店から購入した車両を登録する手続き

申告理由を選択し、販売証明書等を添付
※添付資料は理由ごとに異なります。

⑤所有形態・定位置

所有形態・定位置

所有形態 必須

「所有権留保」とはローンを組んで原付等を購入した場合、原付等の所有者が信託会社等になっているものです。その場合「使用者」が納税義務者となります。それ以外は「所有者」が納税義務者となります。

自己所有

所有権留保

所有形態・定位置を入力

⑥車両情報

車両情報

種別 必須

原動機付自転車第一種特定小型原付とは一定の要件を満たす電動キックボード等のことです。
原動機付自転車ミニカーとは三輪以上で、車室を備えるもの又は軸距が90cmを超えるものです。

原動機付自転車第一種（50ccまたは600w以下）

排気量や車台番号等を入力

⑦プレート等の受取方法の確認事項

ナンバープレート等の受取方法についての確認事項

確認1 必須

受取方法は郵送のみとなります。
送料は申請者（届出者）負担となり、決済方法はクレジットカードのみとなります。
発送はレターパックライト（430円）で行います。

確認しました

受取方法はレターパックライト（430円）での発送のみ
※郵送代は申請者負担となります。

⑧プレート等の受取方法

ナンバープレート等の受取方法

ナンバープレート等の受取方法 必須

発送は、レターパックライトで送付します。

申請者（届出者）住所に郵送

所有者住所に郵送

使用車住所に郵送

ナンバープレート等の送付先を選択

⑨申告についての確認事項

申告についての確認事項

確認事項1 必須

申告に関し、虚偽その他不正の行為による申告があった場合には、地方税法第449条第2項の規定（虚偽の申告）により、罰則を適用されても異存ありません。

確認しました

確認事項2 必須

申請内容の修正等が必要な場合は、受付担当課よりご連絡し

申告についての注意事項を確認

⑩支払い方法の設定

支払い方法の設定

支払い方法

お支払いに使うクレジットカードが設定されていません。

支払い内容
このお手続きの申請には以下の支払いが請求されます。

郵送代の支払いに使用するクレジットカードを設定

⑩まで入力が終われば、次に進み、申請内容を確認した後「この内容で申請する」を押すと、申請完了です。申請者（この申請を届けた方）に申請受付のメールが届きます。

市で申請内容を確認し、審査が完了次第、「受理完了メール」を送付します。

※修正等が必要な場合は、税務課市民税係から連絡しますが、申請から10日以内に修正等がなされなかった場合は、申請不受理となります。